

#### IV 国立施設への入所手続き等について

## I 国立施設への入所手続き

- (1) 国立施設への入所手続きについては、身体障害者福祉法第17条の32第1項～第4項、身体障害者福祉法施行規則第12条の1～4に規定されている。
- (2) 国立施設の入所基準については、「国立施設へ入所の申込を行うことができる身体障害者の基準」（平成14年7月30日厚生労働省告示第258号）に規定されている。
- (3) 国立施設の入所の手続き等に必要な書類については、「身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所の取扱い等について」（平成15年1月9日社援発第0109007号厚生労働省社会・援護局長通知）により、「国立施設入所に関する意見書交付申請書」（参考1）、「国立施設入所に関する意見書」（参考2）及び「国立施設入所申請書」（参考3）の様式を示している。
- (4) 平成15年4月以降の国立施設への入所手続きの具体的な流れは、次のとおりとなる（別図参照）ので、市町村におかれては、国立施設への入所を希望する身体障害者に対して、入所の手続き等が円滑に進むよう、当該身体障害者に対する支援をお願いしたい。
  - ① 国立施設に入所の申込みを行おうとする身体障害者は、市町村長に対し、「国立施設入所に関する意見書交付申請書」に、国立施設の長が定める書類を添付して、「国立施設入所に関する意見書」の交付を申請する。
  - ② 市町村は、国立施設の入所基準等を勸案し、「国立施設入所に関する意見書」を当該身体障害者に交付する。
  - ③ 市町村から、「国立施設入所に関する意見書」の交付を受けた身体障害者は、「国立施設入所申請書」及び国立施設の長が定める書類に、市町村から交付された「国立施設入所に関する意見書」を添付して、国立施設へ入所を申込む。
  - ④ 国立施設の長は入所の申込みを行った身体障害者に対し、入所の承諾を行ったときは、書面にて通知する。また、入所の承諾を行わなかったときも、同様とする。
  - ⑤ ④の入所の承諾が行われたときは、当該身体障害者は国に対して当該国立施設の利用料を支払う。
- (5) 国立施設の入所に当たっては、国立施設は当該入所の承諾を行った身体障害者と、契約を取り交わし、契約内容については、書面による交付等を行う。その様

式等については、国立施設の長が定める。

## II その他

### 1 意見書について

(1) 身障法附則（平成12年6月7日法律第111号）第13条第1項に規定される新法によるみなし入所者について

- ・ 身障法附則（平成12年6月7日法律第111号）第13条第1項に規定される新法によるみなし入所者（以下、「旧措置入所者」という。）については、措置委託時に提出された書類をもって意見書が提出されているとみなし、市町村は新たに意見書を提出する必要はないこととしている。

(2) 平成14年度中に、平成15年4月以降の入所が決定している者について

- ・ 平成15年4月以降に入所する者のうち、平成14年度中に、平成15年4月以降の入所が決定している者については、新たな入所手続きを行うこととなる。  
ただし、国立施設の長が定める書類については、平成14年度中の委託内議時に提出した書類をもって、提出されたものとみなすこととしている。

### 2 利用料について

身障法第17条の3第2第4項に規定されている利用料については、国立施設の長が入所の承諾を行った身体障害者からの申告に基づき、当該国立施設においてその額を決定することとなるので、当該身体障害者に対し、申告に係る手続き等に関する支援等をお願いしたい。

(1) 平成15年4月以降に入所する者の取扱い

ア 国立施設の長が入所の承諾を行った身体障害者（以下、「入所者」という。）の申告に基づき、厚生労働大臣の定める基準により算定する。

イ 国立施設における利用料の額の決定に係る挙証資料は、入所の承諾を受けた身体障害者に対し、当該国立施設の長が、提出を求める。

ウ 国立施設において決定した利用料の額については、入所者及び市町村に対し、当該国立施設の長が、書面により通知する。

エ 平成15年7月において、利用料の額の見直しは行わない。

(2) 旧措置入所者の取扱い

ア 新たに挙証資料の提出を求めることなく、既存の資料等に基づき、平成15年4月1日をもって厚生労働大臣の定める基準により算定する。

イ 決定した利用料の額については、当該国立施設の長より、入所者及び市町村に対し、書面により通知する。

ウ 平成15年7月において、利用料の額の見直しは行わない。